

事 務 連 絡
令和8年9月9日

各都道府県 医療機能情報提供制度担当課 御中
各都道府県 薬局機能情報提供制度担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営改革課
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省老健局老人保健課

医療・薬局機能情報提供制度において報告された情報の活用について

医療行政、医薬行政及び介護保険行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療・薬局機能情報提供制度では、住民・患者による病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）並びに薬局の適切な選択を支援するため、都道府県知事は病院等及び薬局から報告が義務付けられた事項について、医療情報ネット（ナビイ）を活用して情報提供を行っているところです。

一方で、がん医療に関する情報については、国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、がん診療連携拠点病院等が毎年提出する現況報告書に基づき、各病院等の診療体制や診療実績等の情報を提供しているところです。当該現況報告書における報告事項の一部については、医療・薬局機能情報提供制度における報告事項と重複する内容が含まれています。

また、介護保険の地域包括ケア「見える化」システムでは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため、介護保険に関連する情報のほか、医療・薬局機能情報を含む地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報を一元化した形で提供しています。

医療機関の事務負担軽減及びシステムの利便性向上等の観点から、医療・薬局機能情報提供制度により病院等及び薬局から報告された最新の医療機能情報及び薬局機能情報につきましては、「がん情報サービス」及び地域包括ケア「見える化」システムの更新にも活用させていただきます（ただし、個人情報を含みません。）。

つきましては、医療・薬局機能情報提供制度において報告された情報の活用についてご認識いただくとともに、必要に応じて、病院等及び薬局に周知くださいますようお願いいたします。